

議案第 3 1 号

石岡市健康づくり推進協議会条例及び石岡市予防接種健康被害
調査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市健康づくり推進協議会条例及び石岡市予防接種健康被害調査委員会
条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2
年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 0 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

組織機構の再編に伴い、「保健衛生に関すること。」を保健福祉部から子
育て健康部へ移管することにより、当該条例の一部を改正するため。

石岡市健康づくり推進協議会条例及び石岡市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

(石岡市健康づくり推進協議会条例の一部改正)

第1条 石岡市健康づくり推進協議会条例（平成25年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条中「保健福祉部」を「子育て健康部」に改める。

(石岡市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第2条 石岡市予防接種健康被害調査委員会条例（平成25年石岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条中「保健福祉部」を「子育て健康部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。